

各 位

平成 21 年 5 月 25 日

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ 一
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問い合わせ先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 田 島 省 二
T E L 03-5654-1548

第三者割当による自己株式の処分並びに 2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分並びに 2014 年満期転換社債型新株予約権付社債(以下「本件新株予約権付社債」という。)及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)(以下「本件劣後新株予約権付社債」という。)の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。これに伴い、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による自己株式の処分及び転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 第三者割当による自己株式の処分及び転換社債型新株予約権付社債の発行の目的

(1)自己株式処分の目的

玩具業界においては、消費者嗜好の多様化、少子化等を受けて厳しい状況の中、昨今の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融不安による世界経済の急激な悪化により、個人消費が更に冷え込むこととなり、一層厳しい市場環境・競争環境にさらされております。

このような環境下、当社グループでは、中核の国内玩具事業の更なる強化を中心として、玩具周辺事業の再編、当社オリジナルコンテンツのテレビ放映、中国・韓国におけるグローバル展開の本格化、ベトナム工場の立ち上げなどを含む生産基盤や品質管理体制の強化などの諸施策を進め、持続的な成長と収益力向上を図るとともに、平成 19 年 3 月以降、米国の大手プライベート・エクイティ投資会社である TPG(本社:米国サンフランシスコ)との間で、企業価値向上を目指した戦略的資本・事業提携を行って参りましたが、さらに、本日、三菱商事株式会社(以下「三菱商事」という。)と株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)傘下の三菱 UFJ 証券株式会社(以下「三菱 UFJ 証券」という。)が共同で設立した投資ファンド運営会社である丸の内キャピタル株式会社(以下「丸の内キャピタル」という。本社:東京都千代田区)と、当社のコンテンツ事業及びグローバル展開の成長戦略を加速させるための戦略的資本・事業提携(以下「本スキーム」という。)を行うことといたしました(詳細は、本日発表の「丸の内キャピタルとの戦略的資本・事業提携に関するお知らせ」をご覧ください。)。

当社は、本スキームにおける資本提携の方法を検討するにあたり、新株発行ではなく自己株式の処分によることが 1 株当たりの株式価値の希薄化を最小限に抑えることとなり、既存株主の利益保護及び当社の資本政策の観点からも、もっとも望ましいと判断いたしました。したがって、かかる

ご注意: この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

自己株式処分を実現するために必要な自己株式の一部を、新たに自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を実施し、当社株主の皆様に平等に売却の機会を付与して取得することとし、その自己株式を、自己株式処分の方法により丸の内キャピタルの運営するファンドである丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合に対して割り当てる方法を探ることといたしました(以下「本件自己株式処分」という。)(自己株式取得に係る詳細は、本日発表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けに関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)」をご覧ください。)。

上記の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により当社が取得を目指している自己株式の数は発行済株式総数(自己株式を含む。)の10.38%と相当程度多数に上ることから、当社は、自己株式の取得への協力の意向を当社大株主の皆様に確認したところ、当社筆頭株主であるTPG Richmont I, L.P.が、その保有する当社普通株式の一部を当該自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において売却する旨の意向を有していることを確認しております。なお、本件自己株式処分の実行は、今般実施する自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社が9,629,000株以上の自己株式を取得することを条件としております。

本スキームは当社とTPGとの間でも十分な協議を経た上で、TPGからの積極的な評価を受け、当社として合意に至ったものであり、今後当社は、TPGと丸の内キャピタルという、米国の大手プライベート・エクイティ投資会社と、日本を代表する企業グループに属するファンドの両者からそれぞれの特色を生かした戦略的アドバイスを受け、両者の協力の下に、事業を推進していくこととなります。

(2) 転換社債型新株予約権付社債発行の目的

本スキーム実現に向けてTPG Richmont I, L.P.が当社普通株式の一部を売却した場合、TPGの保有する議決権割合が低下することとなります。当社としては、丸の内キャピタルとの新しい提携関係を構築するとともに、TPGとの間の提携関係を今後とも維持・継続することが当社の更なる成長のために有益であると考え、TPGが当社に対する潜在株部分を含めた議決権割合を現在と同水準に引き続き維持することを希望しております。

こうした中、TPGから、①発行総額最大52億円、ゼロクーポン、償還期間5年の本件新株予約権付社債、並びに②発行総額4億円、金利年1.5%、償還期間15年であって、劣後特約及び強制取得条項付の本件劣後新株予約権付社債(①及び②合計で発行総額最大56億円)を引き受ける意向の表明を受けました。直近の厳しい金融環境において、ゼロクーポンで5年満期の条件及び劣後条件付ながら相対的に低利で15年満期という長期の条件により資金調達を図ることは、資金調達コストの最小化を図る当社の財務戦略ニーズとも合致します。さらに、これらの新株予約権付社債については(本件劣後新株予約権付社債については特に)、将来的には株式への転換に伴い当社の財務基盤の強化を実現することにつながることから、TPGの運営するファンドであるTPG Richmont II, L.P.に対し、第三者割当による本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行を行うことを決定いたしました。

なお、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行は、上記のとおり当社が自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により9,629,000株以上の自己株式を取得することを条件として実行されることとなっており、かつ、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)においてTPG Richmont I, L.P.から取得した当社株式の取得金額の総額が56億円に満たない場合には、本件新株予約権付社債の発行総額は、その取得金額の総額から4億円を控除した額(1億円未満切り捨て)に相当する金額の範囲に減少されることとなっております。

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

上限 13,976,677,100 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

自己株処分による調達資金 8,420,677,100 円は、中国におけるコンテンツ投資及び市場拡大のための取り組みとして 1,000 百万円、残額は、この度の自己株式取得費用を含む借入金の返済に充当し、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債発行による調達資金上限 5,556 百万円(本件新株予約権付社債は上限 5,160 百万円及び本件劣後新株予約権付社債は 396 百万円)は、借入金等の有利子負債の返済に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

調達方法	金額	資金使途	支出予定時期
自己株式の処分	1,000 百万円	中国におけるコンテンツ投資及び市場拡大	平成 21 年 6 月 ～ 平成 22 年 3 月
	7,420,677,100 円	自己株式取得費用を含む借入金の返済に充当	平成 21 年 6 月
本件新株予約権付社債発行	上限 5,160 百万円	借入金返済	平成 21 年 9 月
本件劣後新株予約権付社債発行	396 百万円	借入金返済	平成 21 年 9 月

なお、具体的な支出時期までの資金管理については、普通預金として預け入れする予定です。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

自己株処分による調達資金の手取概算額 8,420,677,100 円は、中国におけるコンテンツ投資及び市場拡大のための取り組み並びに自己株式取得費用を含む借入金の返済に充当され、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の調達資金の手取概算額上限 5,556 百万円は、借入金等の有利子負債の返済に充当いたします。これによりコンテンツ事業及びグローバル展開がさらに強化されるとともに、財務体質の一層の強化が見込まれることにより、調達資金の使途は当社の企業価値向上に資する合理性があるものと判断いたしました。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)(単位：百万円)

決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	181,884	192,423	180,586
営業利益	4,731	6,097	5,006
経常利益	4,486	5,498	5,436
当期純利益	1,772	5,748	1,377
1 株当たり当期純利益(円)	19.00	60.22	14.95
1 株当たり配当金(円)	7.50	8.75	10.00
1 株当たり純資産(円)	327.85	350.44	329.41

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 21 年 3 月 31 日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	96,290,850 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	11,363,636 株	11.80%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	11,363,636 株	11.80%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
始値	847 円	751 円	739 円
高値	929 円	860 円	793 円
安値	737 円	560 円	360 円
終値	752 円	739 円	382 円

② 最近 6 か月間の状況

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始値	630 円	615 円	591 円	487 円	389 円	386 円
高値	658 円	615 円	595 円	488 円	427 円	412 円
安値	505 円	557 円	480 円	366 円	360 円	375 円
終値	613 円	585 円	483 円	389 円	382 円	399 円

③ 発行決議日における株価

	平成 21 年 5 月 25 日現在
始値	570 円
高値	585 円
安値	567 円
終値	583 円

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

処 分 時 期	平成 21 年 6 月 10 日
調達資金の額	8,420,677,100 円(処分価額 : 583 円)(差引手取概算額)
処分時における発行済株式数	96,290,850 株
当該処分による処分株式数	14,443,700 株
処 分 先	丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合

・第三者割当による本件新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成 21 年 6 月 10 日
調達資金の額	上限 5,160,000,000 円(発行価額の総額 : 上限 5,200,000,000 円)(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	96,290,850 株
当該募集における潜在株式数	8,482,871 株(当初転換価額 613 円)
割 当 先	TPG Richmont II, L.P.

・第三者割当による本件劣後新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成 21 年 6 月 10 日
調達資金の額	396,000,000 円(発行価額の総額 : 400,000,000 円)(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	96,290,850 株
当該募集における潜在株式数	652,528 株(当初転換価額 613 円)
割 当 先	TPG Richmont II, L.P.

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

処分時期	平成19年3月23日
調達資金の額	1,356,600,000円(発行価額:714円)
処分時における発行済株式数	96,290,850株
当初の資金使途	株式会社赤ちゃん本舗の優先株式取得資金3,000百万円、流通再編に係わるシステム構築等2,000百万円、残額は借入金の返済
処分先	TPG Richmont I, L.P.
支出予定期	平成19年度及び平成20年度
現時点における充当状況	当初予定しておりました株式会社赤ちゃん本舗の優先株式取得は、同社との業務・資本提携が見直されたことにより、見送りとし、借入金の返済に充当いたしました。その他は当初資金使途のとおり充当しております。

・第三者割当による2012年満期円貨建転換社債型新株予約権社債の発行

発行期日	平成19年3月23日
調達資金の額	6,970,000,000円(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	96,290,850株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額(770円)における潜在株式数:9,090,909株 転換価額下限値(616円)における潜在株式数:11,363,636株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):0株 (残高 7,000,000,000円、転換価額(行使価額) 616円)
当初の資金使途	株式会社赤ちゃん本舗の優先株式取得資金3,000百万円、流通再編に係わるシステム構築等2,000百万円、残額は借入金の返済
割当先	TPG Richmont II, L.P.
支出予定期	平成19年度及び平成20年度
現時点における充当状況	当初予定しておりました株式会社赤ちゃん本舗の優先株式取得は、同社との業務・資本提携が見直されたことにより、見送りとし、借入金の返済に充当いたしました。その他は当初資金使途のとおり充当しております。

ご注意: この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 大株主及び持株比率

処分前(平成 21 年 3 月 31 日現在)		処分後	
ティーピーズー リッチモント ワン エル ピー(TPG Richmont I, L. P.)	14.06%	丸の内キャピタル第一号投 資事業有限責任組合	15.00%
(株)インテックス・ホールディングス	7.79%	(株)インテックス・ホールディングス	7.79%
(株)タカラトミー	6.85%	富山 幹太郎	5.08%
富山 幹太郎	5.08%	(有)トミーインシュアランス	4.69%
(有)トミーインシュアランス	4.69%	ティーピーズー リッチモント ワン エ ル ピー(TPG Richmont I, L. P.)	4.06%
日本トラスティ・サービス信託銀 行(株)(信託口 4G)	3.33%	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口 4G)	3.33%
日本トラスティ・サービス信託銀 行(株)(信託口)	2.89%	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	2.89%
富山 章江	2.57%	富山 章江	2.57%
日本マスター・トラスト信託銀行 (株)(信託口)	2.12%	(株)タカラトミー	2.23%
司不動産合資会社	0.98%	日本マスター・トラスト信託銀行 (株)(信託口)	2.12%

(注)1. 上記表は平成 21 年 3 月 31 日現在の株主リストに基づき作成したものです。

2. 持株比率は、発行済株式総数で除したものです。
3. 上記表は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において TPG Richmont I, L. P. からの応
募株式総数の全部が売却されたものとして算出しております。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転
換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文で
あり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

募集後(今回の本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の転換が行われた場合)(予想)	
(注)2、3	
丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	13.40%
TPG Richmont II, L. P.	10.60%
(株)インテックス・ホールディングス	6.97%
(株)タカラトミー	6.12%
富山 幹太郎	4.54%
(有)トヨインシュアランス	4.19%
ティーピーシー リッチモント ワン エル ピー(TPG Richmont I, L. P.)	3.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 4G)	2.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2.58%
富山 章江	2.30%

- (注)1. 上記表は平成 21 年 3 月 31 日現在の株主リストに基づき作成したものであります。
- 受渡期日である平成 21 年 6 月 10 日以降に現在の転換価額(今回の本件新株予約権付社債の転換価額下限値は 490.40 円及び本件劣後新株予約権付社債の転換価額下限値は 490.40 円)にて転換されたと仮定して算出しております。
 - 持株比率は、発行済株式総数に(注)2 で算出された株式数(本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の転換が行われた場合は 11,419,248 株)を加えた株式数で除したものです。
 - 上記表は自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において TPG Richmont I, L. P. からの応募株式総数の全部が売却されたものとして算出しております。

5. 業績への影響の見通し

今期の業績予想に変更はありません。

6. 発行条件等の合理性

(1)自己株式の処分価額の算定根拠

本件自己株式処分の処分価格は、平成 21 年 5 月 25 日の東京証券取引所における当社株式の終値 583 円としております。本日発表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けに関するお知らせ(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)」における自己株式の取得価額、当該処分に係る株式数、市場の環境及び投資先と強く安定的な信頼関係を築き、潜在的な価値や力を実現するという処分先の長期保有方針等を考慮しつつ、処分先と協議の上、決定いたしました。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2)自己株式の処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る自己株式 14,443,700 株の発行済株式総数(自己株式処分後に当社が保有する自己株式(2,154,163 株)を除く。)に占める割合は 15.3%に相当するものであります。これにより、1 株当たりの株式価値の希薄化が生じることになりますが、丸の内キャピタルと当社との戦略的資本・事業提携関係を構築することにより、強固な経営基盤構築が実現し、中長期的な観点から、当社の企業価値向上に資するものであり、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3)本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行価額の算定根拠

発行価額(額面の 100%)は、第三者評価機関の意見を踏まえ、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析したうえで、利率や転換価額については市場金利やクレジットコスト、当社株式の流動性やボラティリティ等を総合的に勘案し、適正であると判断いたしました。

なお、当初転換価額は、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債ともに、平成 21 年 5 月 25 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を 5% 上回る額(円未満切り上げ)としています。

(4)本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式数は 96,290,850 株であり、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は 9,135,399 株(本件新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は 8,482,871 株、本件劣後新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は 652,528 株)となりますので、当初転換価額において全株転換された場合には現在の発行済株式数に対して 9.48%(下限転換価額において全株転換された場合には 11.85%)の希薄化が生じます。しかし本件新株予約権付社債の発行により、財務体質の強化によって当社グループの経営の安定化を目指すものであることから、合理的な規模であると判断しております。なお、既存株主に対する希薄化への配慮から、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債は、共に 2010 年 6 月 11 日からしか権利行使ができない条件となっております。

(5)自己株式の処分の数量、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行数量及び希薄化が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る自己株式 14,443,700 株のうち、今般新たに自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を実施して取得する予定の自己株式 10,000,000 株を除いた部分である上記 4,443,700 株に係る議決権の、当社総議決権に占める割合は 5.00%、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数 9,135,399 株(本件新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は 8,482,871 株、本件劣後新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は 652,528 株)に係る議決権の、当社総議決権に占める割合は 10.29% であり、これらを合算した 13,579,099 株に係る議決権の、当社総議決権に占める割合は、15.30% となります。また、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の下限転換価額における潜在株式数 11,419,248 株に係る議決権の、当社総議決権に占める割合は 12.87% であり、4,443,700 株と合算した 15,862,948 株に係る議決権の、当社総議決権に占める割合は、17.88% となります。

TPG との間の提携関係を今後とも維持・継続していくことに加えて、本スキームを行うことにより、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、合理的な範囲であるものと予想しております。従いまして、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本件自己株式処分に係る自己株式 14,443,700 株に係る議決権の、自己株式処分前の当社議決権個数に対する割合は 18.35% となります。本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の下限転換価額における潜在株式数に係る議決権の、自己株式処分前(本件新株予約権付社債

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

及び本件劣後新株予約権付社債の割(前)の当社議決権個数に対する割合は 14.50% であり、これらを合算した株式数 25,862,948 株の、自己株式処分前の当社議決権個数に対する割合は 32.86% となります。

当社取締役会では、本件自己株式処分、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、社外取締役からその必要性及び相当性について適切であるとの意見を得ており、さらに、出席監査役全員から、本件自己株式の処分価額並びに本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行価額の算定根拠を含む本スキームに係る取締役会の判断については、適法であるとの意見を得ております。なお、TPG から派遣されている 2 名の社外取締役は、決議について特別の利害関係を有する取締役に該当すると解される可能性があるため、各取引に関する審議及び決議に参加しておりません。

7. 自己株式処分予定先並びに本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債割当予定先の選定理由

(1) 自己株式処分予定先

①	名 称	丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	
②	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
③	所 在 地	東京都千代田区丸の内 1-3-1 東京銀行協会ビル 9 階	
④	業 務 執 行 組 合 員 (General Partner)	丸の内キャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1-3-1 東京銀行協会ビル 9 階	
⑤	出 資 金 の 総 額	1,000 億円	
⑥	当 社 と 処分予定先の関係等	当 社 (役員・役員 関係者・大 株主含む)と 割当先の間 の 出資の状況	なし
		当 社 と 業 務 執 行 組 合 員 の 関 係	なし

なお、丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合に対する自己株式処分の実行は、当社が自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けにより、9,629,000 株以上の自己株式を取得することを条件としております。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債割当予定先の概要

① 名 称	TPG Richmont II, L.P.	
② 設 立 根 拠 等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく L P S (Limited Partnership)	
③ 所 在 地	M&C Corporate Services Limited, P. O. Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands.	
④ 業 務 執 行 組 合 員 (General Partner)	TPG Richmont GenPar II, Ltd.	
⑤ 出 資 金 の 総 額	14 億 118 円(但し、本プレスリリース公表日現在の出資額。なお、自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)において TPG Richmont I, L.P. から取得した当社株式の取得金額の総額が、TPG Richmont I, L.P. より、別途、出資される予定。)	
⑥ 当 社 と 割当予定先の関係等	当 社 (役員・役員 関係者・大株 主含む)と割 当先の間の 出資の状況	割当予定先は、平成 19 年 3 月 23 日発行にかかる 2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権社債(額面 7,000,000,000 円)を保有しております。 また、割当予定先が所属する TPG の関係ファンドで ある TPG Richmont I, L.P. は、当社株式の 14.06% (平成 21 年 3 月 31 日現在)を所有する第 1 位の株主 です。
	当 社 と 業 務 執 行 組 合 員 の 関 係	業務執行組合員の所属する TPG の関係者より、当社 に社外取締役 2 名が就任しております。

(3) 処分予定先・割当予定先を選定した理由

当社は、平成 19 年 3 月以降、TPG との間で、企業価値向上を目指した戦略的資本・事業提携関係を構築して参りましたが、コンテンツ事業及びグローバル展開の成長戦略加速に向け、今般、新たに丸の内キャピタルとの間でも戦略的資本・事業提携関係を構築することを検討し、そのために最も適切な方法を模索して参りました。そして、上記 1.「第三者割当による自己株式の処分及び転換社債型新株予約権付社債の発行の目的」にも記載のとおり、既存株主の被る議決権割合の希薄化に配慮しつつ、また、TPG との間の戦略的資本・事業提携関係を維持しながら、丸の内キャピタルとの間の戦略的資本・事業提携関係を新たに構築し、それと同時に資本・財務体質の強化を実現する方法として、①市場からの一定規模の自己株式の取得、②丸の内キャピタルの運営するファンドに対する自己株式の処分、③TPG の運営するファンドに対する本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の発行を行うこととし、丸の内キャピタル及び TPG との間でそれぞれ以下の合意に至ったものです。

すなわち、丸の内キャピタルと当社の間では、本日、当社のコンテンツ事業及びグローバル展開の成長戦略を加速させるための戦略的資本・事業提携(詳細は、本日発表の「丸の内キャピタルとの戦略的資本・事業提携に関するお知らせ」をご覧ください。)を新たに構築することとなり、強固な経営基盤構築の取組みについてお互いの認識を共有化していることから、自己株式の処分先として丸の内キャピタルが最適であると判断いたしました。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、上記自己株式の処分に必要となる自己株式を取得することを検討し、当社大株主に売却の可否について打診したところ、TPG から前向きな回答が得られたものの、TPG と当社は、平成 19 年 3 月に企業価値向上を目指した戦略的資本・事業提携を行い、持続的な成長と収益向上を図るための諸施策に取組むとともに、非常勤取締役 2 名の派遣などにより当社と緊密な関係を構築しており、かかる TPG との提携関係の維持・継続が当社の更なる成長のために有益であると考え、引き続き TPG の当社に対する潜在株部分を含めた議決権割合を現在と同水準に維持することを希望しておりました。

そうした中、TPG から、上記 1.「第三者割当による自己株式の処分及び転換社債型新株予約権付社債の発行の目的」にも記載のとおり、調達金利及び返済期限等の観点から当社にとって他の資金調達方法に比してより有利な条件のもと、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債を引き受ける意向の表明を受け、それが前述の当社の財務戦略的なニーズとも合致しているとともに、将来的には株式への転換に伴い当社の財務基盤の強化を実現し得ることから、当社は、TPG の運営するファンドに対し、第三者割当により、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債を発行することといたしました。

(4) 処分予定先・割当予定先の保有方針

丸の内キャピタルは、取得した当社株式について、安定的かつ友好的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は丸の内キャピタルとの間において、取得した当社株式の全部又は一部を譲渡その他の方法で処分した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、合意しております。

TPG はこれまで当社の筆頭株主であり、また当社と戦略的資本・事業提携を行っている戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しており、TPG は、本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債を、基本的に中長期的に保有する予定であることを確認しております。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じた経緯

上記 I 記載の自己株式の処分により、以下の通り TPG Richmont I, L.P. が主要株主である筆頭株主に該当しなくなり、新たに丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合が主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれます。

2. 当該株主の名称等

(1) 主要株主である筆頭株主となるもの

- ①名 称 丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合
- ②本店所在地 東京都千代田区丸の内 1-3-1 東京銀行協会ビル 9 階
- ③業務執行組合員 丸の内キャピタル株式会社
- ④主な事業内容 投資事業

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなるもの

- ①名 称 TPG Richmont I, L.P.
- ②本店所在地 M&C Corporate Services Limited, P. O. Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands.
- ③代 表 者 Clive D. Bode(TPG Richmont I, L.P. のジェネラルパートナーである TPG Richmont GenPar I, Ltd. のバイスプレジデント兼セクレタリー)
- ④主な事業内容 投資事業

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合*	大株主順位
異動前(平成 21 年 3 月 31 日現在)	0 個 (0 株)	0%	—
異動後	144,437 個 (14,443,700 株)	15.50%	第 1 位

(2) TPG Richmont I, L.P.

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合*	大株主順位
異動前(平成 21 年 3 月 31 日現在)	135,458 個 (13,545,800 株)	15.27%	第 1 位
異動後	39,168 個 (3,916,800 株)	4.20%	第 5 位

(注)1. 異動前における議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数
7,589,250 株

2. 異動後における議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数
3,145,550 株

3. 平成 21 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数
96,290,850 株

4. TPG Richmont I, L.P. は、平成 21 年 5 月 26 日に当社が実施する自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)において、その保有する当社株式の一部を売却する意向を有していることを確認しておりますが、上記表は売却前の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合を記載しております(詳細は、本日発表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けに関するお知らせ(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)」をご覧ください。)。

4. 異動年月日

平成 21 年 6 月 10 日(予定)。但し、TPG Richmont I, L.P. については、平成 21 年 5 月 26 日に当社が実施する自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において、その保有する当社株式の一部を売却する意向を有していることが確認されております(詳細は、本日発表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けに関するお知らせ(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)」をご覧ください。)。

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社タカラトミー
2014 年満期転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 種類

株式会社タカラトミー2014 年満期転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」とい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面の様式及び数

(1) 券面の様式

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法(平成 17 年法律第 86 号)(以下「会社法」という。)第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

(2) 数

本新株予約権付社債券の数は最大 52 枚とし、本社債の発行総額を 1 億円で除した数とする。

3. 代替新株予約権付社債券の発行

本新株予約権付社債券を紛失、盗難又は滅失した者が、当該本新株予約権付社債券の除権決定の確定賛同を添えて請求した場合には、当社は代替新株予約権付社債券を発行する。

4. 各本社債の額面金額及び発行総額

(1) 各本社債の額面金額

100,000,000 円

(2) 本社債の発行総額

5,200,000,000 円を上限に、当社が平成 21 年 5 月 25 日の当社普通株式の終値(最終特別配当を含む。)で、平成 21 年 5 月 26 日に買付けの委託を行う東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において TPG Richmont I, L.P. から取得した当社普通株式の取得金額の総額が、5,600,000,000 円に満たない場合には、本社債の発行総額は、その取得金額の総額から 4 億円を控除した額(1 億円未満切り捨て)に相当する金額となる。

5. 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には、利息は付さない。

6. 発行・募集方法

(1) 募集方法

第三者割当の方法により、全額を TPG Richmont II, L.P. に割当てる。

(2) 本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

(3) 払込期日及び発行日

2009 年 6 月 10 日

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 発行場所

日本

(5) 上場

該当事項なし。

7. 本社債の償還方法及び期限

(1) 満期償還

2014年6月10日(日本時間)に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 債還の場所

株式会社タカラトミー 管理本部 経理財務室

8. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書きの要件を充たすため、社債管理者は設置しない。

9. 本社債に係る担保又は保証

本社債には担保又は保証は付さない。

10. 財務上の特約

(1) 利益維持条項

当社の連結会計年度末における連結経常利益(日本の企業会計原則に従い計算される。)が、2連結会計年度連続でマイナスにならないこと。当社の事業年度末における非連結経常利益(日本の企業会計原則に従い計算される。)が、2事業年度連続でマイナスにならないこと。

(2) 純資産額維持条項

当社の連結会計年度末における連結純資産額(日本の企業会計原則に従い計算される。)について、その直前の連結会計年度末における連結純資産額の75%以上に維持すること。当社の事業年度末における非連結純資産額(日本の企業会計原則に従い計算される。)について、その直前の事業年度末における非連結純資産額の75%以上に維持すること。

(3) 担保制限条項

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、(a)特定証券(以下で定義する。)に係る支払期日の到来した支払い、(b)特定証券に係る保証に基づく支払い、又は(c)特定証券に係る補償その他の義務に基づく支払いを担保するために、当社の現在又は将来における資産の全部又は一部について、特定証券の保有者のため、抵当権、先取特権、質権その他の担保権を設定せず、又は残存させない。但し、(x)本社債権者の満足の行く範囲で、当該特定証券に付与される又は存続するのと同じ担保若しくは保証、補償その他これらに類似する義務、又は(y)本社債権者が自らに重大な不利益がないものと考える他の担保若しくは保証が、同時に、本社債に付され、又は付されるよう施される場合を除く。

本要項において、「特定証券」とは、ボンド(bonds)、ディベンチャー(debentures)、ノート(notes)その他の類似の証券で、その満期が証券の発行から1年超のもののうち、以下のいずれにも該当するものをいう。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (a) 支払条件上、日本円以外の通貨によって支払われるか、若しくは日本円以外の通貨による支払受領の権限を与えることになっているもの、又は日本円建ではあるがその元本総額の 50%超が、当社によるか若しくは当社の承認の下に、日本国外にて当初販売されるもの。
- (b) 日本国外の証券取引所又は店頭市場その他これらに類似する証券市場において気配が立ち、上場され、又は日常的に取引され若しくは売買され、又はこうした意図のあるもの。

11. 期限の利益の喪失

(1) 当然失期事由

当社は、次のいずれかの事由(以下「当然失期事由」という。)が生じた場合には本社債について当然に期限の利益を失う。

- (a) 当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の決定又は当社以外の者によるその申立て(日本国外における同様の申立てを含む)その他割当先と締結予定の Share Repurchase and Bond Subscription Agreement(以下「本引受契約書」という。)添付の TERMS AND CONDITIONS OF BONDS(以下「本新株予約権付社債の要項」という。)に定める一定の事項があつたとき。
- (b) 当社による、当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する手続開始の決定の申立て(日本国外における同様の申立てを含む)その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事項があつたとき。

(2) 請求失期事由

当社は、次のいずれかの事由(以下「請求失期事由」という。)が生じ、本社債権者が債務不履行宣言の通知(以下「債務不履行宣言通知」という。)を行つた場合、当社が当該債務不履行宣言通知受領後 5 営業日以内に下記 12. (9)に記載する通知を当該本社債権者に対して行わず、当該本社債権者が再度、書面による通知にて、当社に対して期限の利益喪失事由が生じたことを宣言したときに、当該本社債権者の保有する本社債について期限の利益を失う。

- (a) 当社が期日に本社債の利息(もしあれば)の支払いを怠り、かつその期日から 5 日が経過してもその支払いを行わないとき。
- (b) 当社が期日に本社債の元本の全部又は一部の支払いを怠つたとき。
- (c) 当社が本新株予約権付社債の要項に定める約束事項を遵守又は遂行できず、かつ、上記 10. (1)及び(2)並びに下記 12. (9)記載の事項を除き、(i)当社が当該不履行を知つたとき及び(ii)当該不履行について本社債権者から当社が通知を受領したときのうち、いずれか早い時点から 30 日以内に当該不履行が是正又は履行されないと。
- (d) 当社が本新株予約権付社債の要項の規定に基づく期限の利益喪失事由発生の報告を怠つたときで、かつ、当社の合理的な調査の下、当社が当該不履行を知つたときから 30 日以内に当該不履行が是正又は履行されないと。
- (e) 残高総額 5 億円を超える当社の借入金債務について、期日に元本の支払いを行うことができなかつたとき又は当該借入金債務に係る債務不履行の結果として当該借入金債務の期限の利益を喪失したとき

(3) 債務不履行による遅延利息の発生

本新株予約権付社債に関する当然失期事由又は請求失期事由が生じ、当社に対して本社債権者からの請求が行われた場合には、当該本社債に係る未払いの金額に対して、当然失期事由の発生した日又は請求失期事由が発生した場合においては所定の通知が行なわれた日(いずれも当日を含む。)から当該本社債に関して支払われるべき総額を当該本社債権者が受領す

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る日(当日を除く。)までの間、年 6%の遅延利息が付される。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

(a) 種類

当社普通株式

(b) 数の算定方法

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があったものとして現金を交付するものとする。

(2) 発行する本新株予約権の総数

52 個を上限に、本社債の発行総額を 1 億円で除した数とする。

(3) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(b) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初 613 円(以下「当初転換価額」という。)とし、下記(c)及び(d)に従い調整・修正される。

(c) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式の株主に対して新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新発行} \times 1 \text{株当たりの発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たり時価}} \\ \text{転換価額} &= \text{転換価額} \end{aligned}$$

—————
既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社が当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を当社普通株式の株主に対して発行する場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。なお、当該算式において、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

(d) 2010 年 6 月 10 日、2011 年 6 月 10 日及び 2012 年 6 月 10 日(以下それぞれの日を「修正日」という。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前(当日を含む。)の 60 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」という。)を 1 円を超えて上回っていた場合、転換価額は、修正日の直後に到来する取引日に、平均終値に修正される。但し、平均終値が当初転換価額の 80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の 80%とする。なお、上記転換価額修正の計算においては、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

(5) 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととした理由及び本新株予約権の行使

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(b)記載の当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であり、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の払込金額と同額とし、当初の転換価額は 2009 年 5 月 25 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5% 上回る額(円未満切り上げ)とした。

(6) 本新株予約権の割当日

2009 年 6 月 10 日

(7) 本新株予約権の行使期間

2010 年 6 月 11 日から満期償還日又はその他所定の償還日の 1 営業日前の銀行営業終了時(日本時間)のいずれか前に到来する日。

(8) 本新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 本新株予約権の取得事由

当社は、上記 11. (2)記載の債務不履行宣言通知を受領した日から 5 営業日以内に、当社代表取締役が本新株予約権付社債を取得する旨、及び取得する日(下記に記載する取得通知後 1 ヶ月後の最初の営業日とする。)(以下「取得日」という。)を定め、会社法第 293 条の規定に従い、通知及び公告を当該取得日の 1 か月前までに行うことにより、各本社債の額面金額の 102% 及び請求失期事由が発生した日(当日を含む。)から取得日(当日を含まない。)までの上記 11. (3)記載の利率の経過利息の合計額に相当する金銭に換えて、当該取得日に本新株予約権付社債の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合の対象となる本新株予約権付社債は、当社代表取締役が、当該債務不履行宣言通知に係る本新株予約権付社債に付されたものとして定めたものとする。

(10) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とする。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本新株予約権行使請求受付場所

株式会社タカラトミー 管理本部 経理財務室

(13) 当社が組織再編等を行う場合の新株予約権の取扱い

組織再編等が生じた場合には、当社は、日本法及びその他法令諸規則の適用に従って、承継会社等をして、上記(7)記載の期間中、当該組織再編直前に本新株予約権行使した場合に保有することとなる当社の普通株式の株主が、当該組織再編に際して取得できた現金又は株式その他の財産を取得することができるよう新たな権利を本新株予約権の保有者に付与するよう最善の努力を行う。

13. 発行可能株式総数の留保

当社は、本新株予約権の行使請求期間中、残存している本新株予約権の全部の行使により取得さ

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れるのに必要となる数の株式(発行可能株式総数の枠内の未発行株式であるか、自己株式として保有する既発行株式であるかを問わない。)を、常時留保する。

14. 準拠法

日本法

15. その他本新株予約権付社債発行に関する事項は、本新株予約権付社債に関する本引受契約書に定めるところによる。

16. 条件決定及び引受契約書に関する承認及び授權

本取締役会は、本新株予約権付社債の発行に関し、当社代表取締役又はその代理人のそれぞれに対し、本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する本引受契約書案を承認し、必要な修正を加えた上で当該本引受契約書を作成し、これに署名して交付し、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。また、当社の代表取締役が上記本引受契約書に添付の様式による本新株予約権付社債券に自署又は複写式による署名を付し、これを交付することを承認する。本新株予約権付社債券に付された代表取締役の複写式による署名は当社代表取締役の署名として有効なものとする。上記のほか、当社代表取締役は本新株予約権付社債発行に関する必要なその他の事項の決定を含め必要な一切の行為をなす権限を有するものとする。

17. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社タカラトミー
2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)
発行要項

1. 種類

株式会社タカラトミー2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面の様式及び数

(1) 券面の様式

本新株予約権付社債券は、発行しないものとする。なお、本新株予約権付社債は会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

(2) 数

本新株予約権付社債の数は4個とする。

3. 各本社債の金額及び発行総額

(1) 各本社債の金額

100,000,000円

(2) 本社債の発行総額

400,000,000円

4. 発行・募集方法

(1) 募集方法

第三者割当の方法により、全額をTPG Richmont II, L.P.に割当てる。

(2) 本社債の払込金額

本社債の金額の100%

(3) 払込期日及び発行日

2009年6月10日

(4) 発行場所

日本

(5) 上場

該当事項なし。

5. 本社債の償還方法及び期限

(1) 満期償還

2024年6月10日(日本時間)に本社債の金額の100%で償還する。

(2) 債還の場所

株式会社タカラトミー管理本部 経理財務室

(3) 本社債の満期償還日(繰上償還される場合は繰上償還日)が東京における銀行休業日にあたるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。

(4) 本社債の償還については、本項のほか、第11項に定める劣後条項に従う。

ご注意: この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 本社債の利率

年率 1.5%

7. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、下記(2)に規定する条件が成就されることを前提に、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成 21 年 12 月 10 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 10 日及び 12 月 10 日(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第 1 回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 当社が普通株式を発行し残存している場合(自己株式として当社がそのすべてを保有している場合を除く。)、ある利払日に関して、当該利払日に先立つ前々利払日の属する月の第 2 営業日(但し、第 1 回及び第 2 回の利払日においては払込期日)(当日を含む。)から当該利払日の属する月の第 1 営業日(当日を含む。)までの期間(以下「配当制限計算期間」という。)において、当該普通株式に関する配当を当社株主総会又は(中間配当においては)取締役会決議において決議していない場合(以下「停止事由」という。)、当社は、利払日の属する月の第 4 営業日までに本社債権者に対し通知を行い、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部を翌利払日に繰り延べる(翌利払日にそれに先立つ配当制限期間において当該普通株式に関する配当がなされていない場合には、当該翌利払日に繰り延べられた利息は、更に翌々利払日に繰り延べられる。以後同じ。)。当該停止事由により繰り延べられた利息の金額(以下「停止金額」という。)には、当該停止事由が生じていなければ当該利息が支払われるはずであった利払日(以下「停止利払日」という。)の翌日から、停止金額が弁済される日まで(当日を含む。)、第 6 項に定める利率による利息が付される(なお、当該停止金額に関する経過利息に対する利息は生じない。)。
- (3) 利息を計算するときは、両端及び 1 年を 365 日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。上記(1)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (4) 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。
- (5) 次の(i)乃至(iii)の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息及び未払残高(停止金額及び当該停止金額にかかる未払経過利息をいう。以後、同じ)の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(i) 本新株予約権が行使された場合：

本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。但し、当該行使の効力発生日に先立つ前々利払日の属する月の第 2 営業日(但し、第 1 回及び第 2 回の利払日に関しては払込期日)(当日を含む。)から当該行使の効力発生日(当日を含む。)までの期間において、当該普通株式に関する配当を当社株主総会又は(中間配当に関しては)取締役会決議において決議していない場合には、かかる未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日の直後の利払日に相当する日に支払われるものとする。上述にもかかわらず、当該利払相当日が当該行使の効力発生日後 30 日以内の日にある場合には、残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後 30 日以内に支払われるものとする。

(ii) 第 10 項(9)に従い当社が本新株予約権付社債を取得した場合：

当該取得日以降、当該取得に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該取得日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該取得時における本社債権者に対して、当該取得日において、本社債に係る利息として支払うものとする。但し、当該取得日に先立つ前々利払日の属する月の第 2 営業日(但し、第 1 回及び第 2 回の利払日に関しては払込期日)(当日を含む。)から当該取得日(当日を含む。)までの期間において、当該普通株式に関する配当を当社株主総会又は(中間配当に関しては)取締役会決議において決議していない場合には、かかる未払経過利息及び未払残高は、当該取得日の直後の利払日に相当する日に支払われるものとする。

(iii) 償還の場合：

本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において、第 5 項の規定に従い償還とともに本社債に係る利息として支払われる。但し、当該償還期日に先立つ前々利払日の属する月の第 2 営業日(但し、第 1 回及び第 2 回の利払日に関しては払込期日)(当日を含む。)から当該償還期日(当日を含む。)までの期間において、当該普通株式に関する配当を当社株主総会又は(中間配当に関しては)取締役会決議において決議していない場合には、かかる未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日の直後の利払日に相当する日に支払われるものとする。

(6) 本社債の利息及び停止金額の支払いについては、本項のほか、第 11 項に定める劣後条項に従う。

8. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但し書きの要件を充たすため、社債管理者は設置しない。

9. 本社債に係る担保又は保証

本社債には担保又は保証は付さない。

10. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

(a) 種類

当社普通株式

(b) 数の算定方法

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があったものとして現金を交付するものとする。

(2) 発行する本新株予約権の総数

4 個

(3) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(b) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初 613 円(以下「当初転換価額」という。)とし、下記(c)及び(d)に従い調整・修正される。

(c) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式の株主に対して新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{転換価額} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社が当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を当社普通株式の株主に対して発行する場合その他割当先と締結予定の Share Repurchase and Bond Subscription Agreement(以下「本引受契約書」という。)添付の TERMS AND CONDITIONS OF 1.5 % BONDS(以下「本新株予約権付社債の要項」という。)に定める一定の場合にも適宜調整される。なお、当該算式において、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

(d) 2010 年 6 月 10 日(以下「修正日」という。)の直前(当日を含む。)の 60 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」という。)が、修正日時点で有効な転換価額の 80%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の 80%に修正される。また、平均終値が、修正日時点で有効な転換価額の 80%超 90%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の 90%に修正される。

なお、転換価額の算出においては、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

(5) 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととした理由及び本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4) (b) 記載の当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であり、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の払込金額と同額とし、当初の転換価額は 2009 年 5 月 25 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5% 上回る額(円未満切り上げ)とした。

(6) 本新株予約権の割当日

2009 年 6 月 10 日

(7) 本新株予約権の行使期間

2010 年 6 月 11 日から満期償還日又はその他所定の償還日の 1 営業日前の銀行営業終了時(日本時間)のいずれか先に到来する日。

(8) 本新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 本新株予約権の取得事由

(a) 発行会社による任意取得事由

当社は、2010 年 6 月 11 日以降のいずれかの日(以下「任意取得日」という。)に、任意取得日の 1 か月前までに本社債権者に対し事前の通知(撤回不能とする。以下「任意取得通知」といい、取得通知を行った日を「任意取得通知日」という。)を行うことにより、任意取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、交付財産(下記に定義する。)と引換えに取得することができる。当社が本新株予約権付社債の一部を取得する場合、代表取締役による抽選により、取得する本新株予約権付社債を決定するものとする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、本社債の払込金額の総額を各取得事由に基づく取得の効力が生じる日における上記(4)記載の転換価額(上記(4)に従い転換価額が調整又は修正された場合には当該調整又は修正後の転換価額)で除した数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

(b) 一定事由に基づく取得

当社は、下記(i)乃至(iii)に定める事由が生じた日(以下「一定事由取得日」という。)に、一定事由取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得する。

(i) 倒産決定

当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の決定があったとき。

(ii) 倒産自己申立

当社による、当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する手続開始の決定の申立て(日本国外における同様の申立てを含む)があったとき。

(iii) 信用不安事由等の発生

当社に下記いずれかの事由が発生したとき。

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ① 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- ② 営業を廃止したとき。
- ③ 第1回目の手形不渡りを出したとき。
- ④ 当社の重要な資産に対して仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知(日本国外における同様の手続を含む。)が当社に対して送達されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの執行を命じる裁判の送達が当社に対して行なわれたとき。

(c) 強制取得

当社は、2024年6月7日に、残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得する。

(10) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本新株予約権行使請求受付場所

株式会社タカラトミー管理本部 経理財務室

(13) 当社が組織再編等を行う場合の新株予約権の取扱い

組織再編等が生じた場合には、当社は、日本法及びその他法令諸規則の適用に従って、承継会社等をして、上記(7)記載の期間中、当該組織再編直前に本新株予約権を行使した場合に保有することとなる当社の普通株式の株主が、当該組織再編に際して取得できた現金又は株式その他の財産を取得することができるような新たな権利を本新株予約権の保有者に付与するよう最善の努力を行う。

11. 劣後条項

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続において、各本社債権者は、各本社債につき、劣後事由の発生した日における当該本社債に関する未払残高及び同日までの(当日を含む。)本社債に関する未払経過利息の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

劣後請求権は、劣後支払条件(下記に定義する。)が発生した場合のみ、支払い(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

- (i) 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合
- (ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法(平成16年法律第75号)(以下「破産法」という。)の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- (iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法(平成14年法律第154号)(以下「会社更生法」という。)の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合
- (iv) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法(平成11年法律第225号)(以下「民事再生法」という。)の規定に基づく民事再生手続開始の決定をした場合

「劣後請求権」とは、当社の清算、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続において各本社債権

ご注意: この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権又は再生債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- (i) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払いを受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (ii) 当社の破産手続において、最後配当(破産法第8章第2節に定める最後配当をいう。)のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含む。)を受けた場合。
- (iii) 当社の会社更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (iv) 当社の民事再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

「上位債務」とは、同順位劣後債務(下記に定義する。)(本社債に関する当社の債務を含む。)に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続における支払いに関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

12. 発行可能株式総数の留保

当社は、本新株予約権の行使請求期間中、残存している本新株予約権の全部の行使により取得されるのに必要となる数の株式(発行可能株式総数の枠内の未発行株式であるか、自己株式として保有する既発行株式であるかを問わない。)を、常時留保する。

13. 準拠法

日本法

14. その他本新株予約権付社債発行に関する事項は、本新株予約権付社債に関する本引受契約書に定めるところによる。

15. 条件決定及び引受契約書に関する承認及び授權

本取締役会は、本新株予約権付社債の発行に関し、当社代表取締役又はその代理人のそれぞれに対し、本取締役会に提出された様式の本新株予約権付社債に関する本引受契約書案を承認し、必要な修正を加えた上で当該本引受契約書を作成し、これに署名して交付し、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。上記のほか、当社代表取締役は本新株予約権付社債発行に関する必要なその他の事項の決定を含め必要な一切の行為をなす権限を有するものとする。

16. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別添 3)

自己株処分の要領

処分株式数

14,443,700 株

1. 処分価額

1 株につき 583 円

2. 処分価額の総額

8,420,677,100 円

3. 処分方法

丸の内キャピタルが運営するファンドである丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合

4. 払込期日

平成 21 年 6 月 10 日

5. 処分後の自己株式数

2,154,163 株

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式処分、2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。